

# 小田原市地域防災計画の改正について

## 1 改正の背景

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、本市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めています。

本計画については、関係法令の改正等を盛り込み、改正するものです。

## 2 主な改正箇所

(1) 神奈川県地震被害想定調査報告書（平成 27 年 3 月）及び神奈川県津波浸水予測図（平成 27 年 2 月）による変更

- 地震 1-8 第 1 章 第 3 節「地震被害の想定」  
地震 1-14 第 1 章 第 4 節「地震災害対策計画策定のための条件」

(2) 土砂災害対策の位置付け

「第 1 編 地震災害対策計画 第 2 章 都市の安全性の向上 第 5 節 崖崩れ対策等の推進」に定めていた土砂災害時の警戒避難体制の整備、防災知識の普及徹底、及び要配慮者利用施設等の土砂災害防止対策を「第 2 編 風水害対策計画 第 2 章 災害に強いまちづくり 第 10 節 土砂災害対策」として位置付け

- 風水害 2-12 第 2 章 第 10 節「土砂災害対策」

(3) 水防法改正（平成 25 年 7 月）に伴う変更

平成 25 年 7 月の水防法改正に伴い、大規模工場等の範囲、用途、及び地下街等について定め、浸水想定区域内にある対象事業者に対し浸水防止計画の作成等を記載

- 風水害 2-3 第 2 章 第 3 節「治水対策」

(4) 氾濫危険水位の位置付けの変更

国の「危険水位等の設定要領の改定」（平成 26 年 4 月）に伴い、氾濫危険水位等の位置付け等を見直したことによる変更として、「避難判断水位」の位置付けを避難勧告等の発令の目安から、避難準備情報の発令の目安へ変更

- 風水害 4-14 第 4 章 第 5 節「避難対策」

(5) 火山災害対策編の修正

平成 27 年 4 月以降の箱根山の火山活動等を受け、火山の概要について修正

- 特殊 1-1 第 3 編 第 1 章「火山災害対策」

(5) 時点修正等

市の組織や関係機関の名称、市の自然的、社会的条件など、時点修正すべき内容について変更  
ア 小田原市行政区域面積の変更（地震 1-3）

- イ 平成 27 年 10 月関東農政局の組織改編により、関東農政局（横浜地方センター）から（神奈川支局）へ変更（地震 1-19）
- ウ 東京電力(株)小田原支社を東京電力パワーグリッド(株)小田原支社に社名変更（地震 1-27 他）
- エ 関東農政局の指摘により、「食糧」を「食料」へ修正
- オ 防災基本計画に合わせ「内水」を「雨水出水（内水）」に修正
- カ 「通信指令室」を「消防指令センター」に名称の変更

### 3 スケジュール（案）

平成 28 年 2 月	幹事、関係機関、庁内照会の実施
4 月中	小田原市地域防災計画（資料編）の照会
4 月 15 日	市民意見募集（パブリックコメント）の実施
～ 5 月 16 日	
5 月中	小田原市防災会議幹事会開催
5 月下旬～ 6 月	小田原市防災会議の了承を得て改正

### 4 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

別添のとおり